

崇仁保育所民営化を考える保護者の会 御中

京都市子ども若者はぐくみ局  
幼保総合支援室公営保育所課長

### 「平成29年12月21日付の京都市の回答書に対する反論書」について

日頃は、本市の保育行政に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

標記の文書につきまして、内容を拝見しましたが、申入書の回答としては、12月21日付けで回答したとおりであり、変更することはありません。

また、反論書について、本市の考えや事実とは異なる点が複数含まれておりますので、以下のとおり、本市の見解をお伝えします。

今後も引き続き、保護者の方の不安を解消しつつ、移管を進めてまいります。

#### 記

#### 1 項目1の6行目「このような回答は、申入書の趣旨を歪曲して回答している」

##### 【本市の見解】

前回の回答書に記載のとおり、保護者説明会等で保護者の方から質問や意見をお伺いし、それに対して本市として回答させていただいたうえで、選定部会を開催していること、また、保護者説明会では、保護者の方の意見等を丁寧にお聞きしており、本市から一方的に決定事項を説明しているだけのものではないことから、本市としては、適切に回答しているものと考えております。

#### 2 項目1の10行目「京都市から、民間移管をする場合に保護者の同意は必要が無いから、保護者が反対をしても聞き入れない方針であるとの説明がなされてきたものです」

##### 【本市の見解】

崇仁保育所の民間移管の方針は、本市の方針として決定しているものであることは事実です。

一方で、保護者の方が抱える不安や疑問の解消に向け、保護者説明会の開催、保護者アンケートや個別面談等を実施することにより、御意見をお伺いしたうえで、民間移管の手続を進めているところです。

#### 3 項目2(1)の9行目「京都市は、それまでの説明の趣旨もそういう趣旨でしたと誤魔化す対応をされました」

##### 【本市の見解】

本市では、これまでから複数の保育所の整備に対して補助を行っており、国の補助制度の仕組みについては、十分に理解しております。

当初から補助の仕組み等については、一貫して同じ趣旨で説明させていただいておりま

す。

- 4 項目2(1)の20行目「私たちは、これまでの京都市の民間移管事案において、保育環境の大きな変化から、移管後に子どもが情緒不安定となり、アレルギーが悪化し、通園を拒否するようになり、ついに転園を選択せざるを得なくなった事案を聞いています。このような事実を確認せず、または保護者に隠して、子どもへの影響を根拠無く過小評価する京都市のこのような態度には不安しかありませんでした。」

【本市の見解】

これまでの保護者説明会でもお伝えしているとおり、民間移管の前と後で一部の子どもの様子に変化があったことは事実です。

しかし、民間移管が実施される時期は、各年度とも4月であり、民間移管以外の市営保育所においても人事異動があること、かつ、児童の退所や入所が多い時期でもあり、民間移管の有無に限らず、例年、市営保育所でも環境が変化し、体調等に変化が生じやすい時期であることも事実です。

なお、転園や仕事の都合等で転園した事例はありますが、民間移管により当該保育所に通えなくなったといった事例は、移管先法人及び本市が把握している限り、これまでありません。

本市としては、こうした事実について、保護者の方に資料として配布し、これらの状況を踏まえて、子どもの様子の変化が民間移管のために生じたものであったのか、通常の市営保育所の運営の中でも生じるものであったのか、明確に結論付けることはできないという見解を公表しております。

- 5 項目2(1)の27行目「その後、京都市からは、スケジュールについての具体的な説明は一切ありませんでした。」

【本市の見解】

平成29年度第1回市営保育所移管先選定部会において、「修学院保育所及び淀保育所の募集要項策定後に選定手続きを進めていきます。」と明示したうえで、翌日の保護者説明会において、選定部会において手続きを進めていくと明示した旨及びスケジュールを説明しております。

- 6 項目2(2)の12行目「これまで回答していない質問に対して回答するように求めました」

【本市の見解】

アンケートの中止を求める要請書において、こうした求めを受けた事実はありません。

- 7 項目2(2)の15行目「7月上旬に京都市が締め切ったアンケートの回収後も、京都市から保護者説明会開催の動きはありませんでした。」

項目2(3)の1行目「その後、育成会に保護者説明会を開きたいので事前協議がしたいとの連絡があったのは、9月●旬ころでした。保護者アンケート後にすると言っていた保護者説明会は何の説明も無いまま行わずにおり、また5月に行われた最後の保護

者説明会までに出されていた保護者からの質問への回答も放置した中の一方的な要求でした。これまでの保護者説明会では事前協議が開かれたことはなく、今回なぜ事前協議を開くのか明らかにしない中で、ただ事前協議に応じてほしい、という理解できない要求でした。」

【本市の見解】

7月上旬に保護者アンケートを実施した後、本市において、その集計及び結果の分析を行ったうえで説明会を開催する必要があることから、8月のお盆明け（23日）から事前協議の連絡をさせていただいたものです。

事前協議の趣旨としては、5月17日に開催された第5回保護者説明会において、保護者以外の方の参加もあり、混乱があった経過を踏まえ、崇仁保育所育成会の連絡窓口として指定いただいた保護者の方に対し、これまでの質問に対する回答や今後の説明会の進め方について協議したい旨を伝えたいうえで日程の調整をさせていただいております。

8 項目2（4）の7行目「保護者にも仕事もあれば家事育児もあるのであって、常に連絡が取れる状況にあるわけでもありませんし、仕事や家庭の事情があれば、直ちに保護者会の用務ができるとも限りません。民間移管という一方的な決定のために、窓口となった保護者にそういった負担をかけているという認識が、京都市には無いのでしょうか。」

また、そもそも電話等で連絡がつかなければ、早々に文書で連絡するのが一般社会の常識であり、複数の候補日時を書いて崇仁保育所に預ければよいわけです。これは非常に簡単なことです。1ヶ月以上もそれをしなかったのはなぜでしょうか。京都市の言い分は、社会人の常識に照らして通用する言い分ではないことは明らかだと思います。」

【本市の見解】

本市では、前回の回答でも記載したとおり、8月23日から9月28日にかけて、電話と崇仁保育所（所長又は副所長）から幼保総合支援室に連絡するよう口頭で依頼するなどにより、日程調整を行ってきたものであり、そのうち数回は連絡が取れていることや折り返し連絡をいただけることとなっていたことから、文書で連絡を行う必要性はなかったと考えております。

また、連絡に当たっては、崇仁保育所育成会の連絡窓口として指定いただいた保護者の方に連絡していること、日時等を指定して本市に連絡を求めているものではない（都合の良い日時に折返しの連絡をしていただいで差支えない）ことから、本市の対応に問題はないものと考えております。

9 項目2（5）の4行目「仮に日程調整ができないとしても、どうして11月26日の保護者説明会の告知をもっと早くすることができなかつたのでしょうか。10月中に当会、育成会宛に文書を送っているのに、どうして候補日時を示したり、一方的であれ事前告知することさえしなかつたのでしょうか。」

【本市の見解】

保護者説明会やこれまでの申入れにおける質問について、未回答となっている項目があるため、回答がないまま説明会を開催しないよう育成会及び考える会から申入れがあったことから、その回答を行ったうえで、開催通知を発出したものです。

10 項目3の7行目「京都市のアンケートにおいて民間移管をするのであれば何を期待するかという前提で集められた「期待する声」を、多数の反対の声を同列において説明し、これが「公平」なのだと言っているだけです。」

【本市の見解】

本市のアンケートについては、民営化に期待する点だけでなく、方針に関する意見や不安、民営化後も引き継いでもらいたいことなどを設問として設定しており、それぞれの項目で寄せられた意見を抜粋して選定部会において説明したものです。

説明に当たっては、期待する意見だけでなく、不安や反対といった意見についても併せて説明しており、いずれかの意見に偏った説明は行っておりません。

11 項目4の7行目「移転を伴う民間移管の危険性は、私たちが当初からずっと言い続けてきたことです。これに対して、京都市はこれまで全く耳を傾けることなく、具体的な対策についての提示はこれまで何もありませんでした。ところが、前回の選定部会において選定委員から提案があったので、急遽、新たな対策として提案されたものです。」

【本市の見解】

崇仁保育所の移転及び民間移管に当たっては、崇仁保育所の審議を行う初回の選定部会において、これまでの選定部会の進め方とは異なり、これまでの崇仁保育所の移転及び民間移管に関する経過及び状況を報告させていただき、入所している児童への影響や保護者の御意見に十分配慮し、より良い形で移転及び民間移管を進めるためにはどうしたら良いか、選定委員から意見を聴取しております。

保護者の方の意見や選定部会委員の意見を踏まえ、今後の進め方について検討していくことについては、11月27日の保護者説明会においても説明させていただいているところです。

こうした保護者や選定部会委員の意見を全体的に取りまとめた結果、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間、当該児童が在籍するクラスについては、市の保育士を派遣することとする新たな案を提案したものであり、選定委員からの提案を受けたことのみをもって、急遽、新たな案を提案したものではありません。

12 項目5の15行目「障害児を一部の保育所に集めるような状況を生んでいる市営保育所の民間移管をさらに推し進めることが、本当に正しいことなのでしょうか。」

【本市の見解】

民間保育園においても、障害児の受入は年々増加しており、残った市営保育所に障害児が集められるということではないと考えております。

事実、障害児の受入について、保育利用児童の9割以上が民間保育園を利用し、現に約8割の障害児を民間保育園が受け入れている本市にあつて、市営保育所でしか障害児を受け入れられないということはありません。

本市としては、市営保育所が本来果たすべき役割をしっかりと認識したうえで、障害児保育に係る民間保育園との情報交換・連携の一層の推進や研修の実施など、引き続き民間保育園における障害児受入促進の取組を進めてまいります。